令和2年度 第3回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時:令和2年10月5日(金) 10時から正午まで

場所:小田南生涯学習プラザ 大会議室1

(事務局)

おはようございます。それでは、定刻より少し早いですが、ただいまから令和2年度第3回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から本日の配布資料の確認をさせていただきます。

(事務局)

<事務局より配付資料の確認>

(事務局)

では、資料お揃いということですので、座長お願いします。

(座長)

議事次第を見ていただきたいんですが、包括的支援事業と多機関協働事業というのが今日のメインのテーマであります。それは(2)(3)でご議論いただきます。

その前に、前回のこの会議で出てきた各委員のご指摘、ご質問を事務局が整理してくれましたので、それについての整理、あるいは国の動向等、(1)で説明を受けたいと思っております。 早速ですが、(1)の論点整理に向けた説明のところからお願いします。

(事務局)

重層的支援体制整備事業では、「I 相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の各事業の一体的な構築・実施が求められています。

各事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するために着目、留意等していかなければならない点について、ご意見をお聞かせいただきたいと考えておりますが、前回、委員の皆様から生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業との違いや、多機関協働事業と要保護児童対策協議会との違いが分かりづらい、といったご意見をいただいておりますので、まずは、既存の制度との違いについてご説明させていただきます。

その後で、事業構築にあたり、本日の課題にある「包括的相談支援事業」と「多機関協働事業」について、庁内で意見交換を行うにあたって、委員の皆様からご意見をいただきたい内容についてご説明させていただくとともに、国から検討を行う上での参考として、尼崎市の類似規模の2つの事業に先行して取り組む自治体の資料をいただきましたので、ご紹介させていただき、その後、皆様からご意見を頂戴したいと考えています。

それでは、まず重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度の違いについて、尼崎市の 生活困窮者自立支援制度の取組との比較で説明をさせていただき、その後、要対協も含めた既存 の会議体と重層的支援体制整備事業の個別支援に係る会議体との違いについて説明させていただ きます。

(事務局)

<資料3について事務局より説明>

(座長)

続けて、事務局側から「各会議体の整理」についてお願いします。

(事務局)

<資料4について事務局より説明>

(座長)

今の分かりにくかったのですけど、重層的支援体制整備事業の支援会議は、生活困窮者自立支援制度の支援会議も含んで、右2つはどうなるのか。

(事務局)

右2つは、引き続き今後も、法定の会議ですので、含むとしても参加メンバーが被っている場合には、並べてするということはできると聞いているのですけれども。要保護児童のみを扱う会

議であれば、要対協の個別ケース検討会を使ってくださいと。子どもの問題と障害の問題とかが 重なって話し合われる場合には、重層的支援体制整備事業の支援会議を使ってください、と聞い ております。

(座長)

ややこしいね。ありがとうございます。

(事務局)

最後、補足なのですが、重層的支援体制整備事業における支援会議の運営方法については、今後、国の手引きが作成される予定になっておりますので、一旦今の時点で分かるところだけ表に入れさせていただいております。以上です。

(座長)

通してご説明をいただきました。

とりわけ最初の方の生活困窮者自立支援制度との違いということが、前回ご質問がありました。 前回の委員の質問は、今日の参考資料1にもありますように、違いだけではなく目新しさは何 かということなんですけど、もう1度、目新しさという意味ではどんな風に理解したらよろしい かな。どこが違うというか、今回何が目玉になるのか。

(事務局)

資料3の裏面で、包括的相談支援事業のところで、複数の事業を一体的に実施することが可能ということで、先程もありました通り、今まではこういったフローを生活困窮者だけが複合的な課題という形で対応していたというところを、他の統合型、基本型、どちらにするにしても、全ての所が複合的な課題に対応する窓口を作っていく、といったところが、まず1つの目新しさなのかなと思います。

2つ目の、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ですが、今までは相談に来て、そのあとできるだけアウトリーチということを支援と並行してやっていたという所なんですが、今回、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援というのは、あくまでもアウトリーチだけに特化した、いわゆる支援に繋ぐためにご本人さんに情報提供や信頼関係を作っていく事だけに特化した事業が新しくできるという形になっております。ここも1つ、目新しい点かなと思っております。

それと、今まで生活困窮者自立支援法の中で多機関協働という所で言っていたんですが、今回 社会福祉法の中に、多機関協働というものを、多機関連携の調整機能を明確にしたという所があ りますので、これは全体を被さる法の中で関係機関を調整する権限をここで持つ、という所も、 1つ新しいところなのかなと考えております。

それと、その下の参加支援ですね。これまで生活困窮者の制度の中でも、就労準備支援事業等の支援のツールはあったのですが、他の障害者の就労支援のA型B型、そういったものを、こちらの事業で他の制度の支援ツールも一緒に使う事ができると、そういう決定をして提供することができるという風な部分も目新しい部分かなと思っております。

あと、ここで出てきていないのは、地域づくり支援事業ですね。地域づくり支援事業との実際の役割分担というか、地域づくり支援事業のほうも様々な各制度の地域づくりに資する事業とこの事業を結び付けていくというところですね。ここには出てきていませんけども、そういった所もこのプランの中に盛り込んでいく、という所で、これは生活困窮の方でもやってはいるのですが、そういった所が法律上明記されていなかったらなかなか難しかった部分であったりするのかなという風に考えております。そこもまた1つ、目新しいといいますか、この法律ができた意義なのかなと考えております。

(事務局)

少し重なるかもしれませんけれども、なんらかの制度を活用して支援をしようということになると、各それぞれの支援制度の中には対象者というものがあり、それが決まっています。例えば、さっきも言いましたように、就労継続支援 B 型をお願いしようかなといたしましても、対象者が決まっています、となると、なかなかそこの壁を超えるのも難しい部分があったのですが、そこをこの制度上で、4つののりしろを広げて考えても良いですよという事が明記されたという事に

なりますので、そういった狭間の人が、今まで救いがたかった部分を、各制度も積極的に狭間の人を救うように手を広げてくださいね、という風なことが明記されていることが非常に大きいのかなと思っています。

(座長)

ありがとうございました。

それからもう1つが、要対協等の違いということですが、委員いかがですか。

(委員)

先程、資料4を使ってご説明いただいたときに、要対協の個別ケース検討会の中で、対象児童の問題が複合的だと判断される場合には重層的支援体制整備事業の支援会議として開催しても良いという事だったのですが、複合的じゃない課題を抱えているケースの方が少ないというか、ないんじゃないかと思って、結局は全部こっちとして運営するのかなと。

違いを見た時に、守秘義務に関する厳しさが要対協より重層的支援体制整備事業の方が厳しいので、多分こっちでやった方が良いのかな、どうなのかな、という。そこはちょっと違うな、というところが1つと。

あと、情報提供に関する所も違いますよね。努力義務と規定なしというところがあるので、どちらが良いのかなという疑問が1つと。

もう1つが、もしさっき言ったように、ケースの振り分けが可能だとして、複合的なものと複合的ではないものとあるとして、個別ケース検討と実務者会議とあるわけじゃないですか、月1回でやる。で、個別ケース検討会議のレベルで、こっちでやったりこっちでやったりしているものを、実務者会議で今月の進捗などを見た時に、情報を一元化する時に、すごく業務が繁雑になるのではないのかなという心配があって。だったらもう統一するというか、どうせ複合的ではない問題なんかないと思うので、その辺はすっきりさせた方が良いのではないのかなと印象を持ったのですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

重層的支援体制整備事業の会議体の運用がまだはっきり出ていないという所があります。要対協は、一定要対協としてのスキームがもうできていて、その流れでメンバーも了解済みで動いているところがあるかと思うのですが、子どもに特化した、子どもを中心とした複合的な課題に関しては、引き続きこちらの方でも対応していけると。だから、基本的には本人同意がなくても家族の情報を共有できたりとかっていうことが出てくるかなと思っています。

ただ、重層的支援体制整備事業も今後同じようなメンバー構成の中でやっていく時に、子どもから高齢者、障害者、全て扱う場合については、重層的支援体制整備事業の方にのっけていった方が、構成員も非常に楽かなと思っておりますし、色々な支援機関が高齢者の問題や障害者の問題も含めて聞くことで、それぞれ支援機関同士ののりしろというか支援スキルという所の向上にも繋がるかと思いますので、できたら一緒にした方が良いのではないのかなと、僕なんかは思ったりするんですけども。坂井市の事例にもあったんですが、なかなか入っている方が、子どもの支援は自分の所の担当だから、でも高齢者のところまで入るのはどうなのか、というご意見もあったと聞いていますので、そこら辺の意識をどれだけ変えるかによって、一体的にできるかというのが今後かかってくるのかなと考えております。

(座長)

他の委員の皆様から、今までの説明でご質問ございますでしょうか。

(委員)

よく分かる説明ありがとうございました。

断らない窓口という事で、生活困窮者のことを仰られていましたが、1つはどんな複合的な問題が絡んでいるのかなと。私尼崎の現状が分からないのですが、生活困窮者に関しましては、自治体によったら、生活保護の二軍みたいな、水際作戦による二軍の対象者、みたいな形でやっているところと、多機関連携で標榜してソーシャルインクリュージョンやっているところと、完全に今2つに分かれていると思うのですが、最近その窓口の問題を聞きますと、もちろん貧困はベースにはあるのですが、例えばひきこもり、いじめ、ヤングケアラー、虐待、それから発達障害のボー

ダー、色々なことがいっぱい出てくる形なのですが、深く聞きますと、この問題とこの問題が重なると継続してサポートしていく、という形の事で絞っているような自治体も多いのですが、ある程度継続して援助する、もしくは伴走するというようなものっていうのが、1つでも良いんですが、多機関連携巻き込んで継続的に伴走する事例があるのか教えていただきたい。

あと、もう一点、コロナ禍でかなり窓口の相談内容が変わってきていると。より複雑になってきていると。貧困に学費が絡んだり、貧困の中で学費が絡んでいじめ絡んでひきこもったりとか、複雑なスパイラルがいっぱい出てきているみたいなんですが、コロナ禍で変わってきた相談内容などをご紹介いただければと思います。

質問が漠然として申し訳ないですが、こんな実例としてあれば教えていただきたいと思います。 (事務局)

今のご質問ですが、まず、元々の複合する相談事例ということなのですが、昨今のよく言われることで8050問題がございますが、これは大体ご本人からというよりは、地域包括の方で、実際に親御さんの介護サービスを入れたいが、ご本人がすごく拒否をされると。なんでというと、お金が、という話があって、じゃあなぜお金が、年金があるはずなのにというと、お子さんの方にお金がいっていたと。そこで親御さんの支援だけでは解決しないということで、私どももそこにかんで、実際に子どもさんの方の社会参加や就労の支援といったことに入っていく、という事で、そういった部分で連携をしてやっていく部分があります。

あと、もう少し若年のひきこもりの例でいきますと、ひきこもりはよくご家族から相談があることが多いのですが、たまにご本人から、他に相談するところがなかったんだけども、なんでも相談できそうだからしてみよう、という事で、たまたまインターネットで見つけてご相談に来られたりという事があります。そういった方は、割とご家庭は裕福だったりするわけですが、ご本人が実際に居場所がないからという事で、私どもの就労準備支援のスペースに通われたりとかっていうことで、段階的にかなり時間をかけた支援をしたりっていうことになってまいります。

それから、コロナの関係ですが、逆に今の所コロナの関係で、やはり経済的な打撃を受けていらっしゃる方が非常に多いので、複合的な課題というのが、今現在後継に退いてしまっているような帰来があります。

実際はそういった課題を抱えているが、ご本人はまず経済的な問題をなんとかしてほしいということで来られるので、その根底にある課題になかなか本人が気付かないという事がありますので、そういった場合には、時間をかけて継続的にお話をしていく中で、経済的な問題、課題を解決していく一方で、そういった部分も探っていかなければならないという事なのですが、今現在、前年比10倍弱のご相談をいただいている中ですので、時間をかけて課題を掘り起こしていくというところがなかなか今進んでいないというのが課題としてあります。

(委員)

ありがとうございました。すごくよく分かりました。

少し失敗事例のお話させていただきますと、許可をもらったんですが、大阪府の社会事業の方の SOS の事なんですが、15年前、全部の複合的な問題を、1個も断らない、と全部受けていたんです。生活困窮受ける前に。結局それは整理して整理してという形なのですが、全部解決するような形にいかないです。

で、1つ出てきたのは、自治体によって強みが出てくるんです。例えば、高齢者虐待と子どもの 虐待と同じ事例で家にある、これはうちでできるわみたいな形の強みって各自治体あるんです。 例えば親のひきこもりと子どものひきこもりと両方とも対応していこかみたいな自治体もある。

だから、そこら辺を少し問題整理して、全てやっていくと大変だと思いますので、尼崎市の地域性と尼崎市の市役所の対応能力と含めて、何かここら辺を優先的にやっていくという形で課題を整理していかれた方が良いのではないかと思う。

最初から全てやっていかれて、全て重層的な問題というような形での対応というのは難しいと思いますので、ただ、声だけは集積しておけば、絶対に将来的にビジョンというものが見えてくると思いますので。今そこら辺の時期なのかなと感じております。

(座長)

アウトリーチや伴走型というのが出てくると、どうしても人手を組みますから、これからどのように人手を確保するかというのと、それから尼崎特有の問題でいいますと、ここ1~2年は県が児童相談所を尼崎に設ける形でしょうけども、中核市として児童相談所を抱えるということになりますと、やはりそれにまた人員が数十名とられると。そういう体制をここ2~3年でとる必要も当然出てくるので、そうすると今地域の方に力を入れていますが、生活保護はコロナの影響でますます増えるだろうと。その中で重層的支援体制整備事業を作るとなってきますと、人員的な問題がある。

実際の問題として、それが可能なのか、アウトリーチや伴走型というのは大変な労力と時間がかかると思うので、委員が仰ったように、どんな風にある種のトリアージみたいなものを、複合的な問題のどこを優先していくかっていうのが当市にとっての大きな課題になるのかなと思います。他の委員の皆様でご意見はないでしょうか。

(委員)

今先生が仰っていただいたのと気になったのは、今日説明していただいてよく分かりました。 やはり気になるのが運用のところです。

まだ決まっていないと仰っていましたが、基本的にこの重層的支援会議と繋がっているところの、多分プランの作成というところが、継続的支援事業と多機関協働事業と、双方で動いていくのですけど、どうやってデータ、情報を共有しながら運用していくのか、っていうところが難しそうだなと思いながら聞いていました。必要なことだろうなとも思いながら聞いておりました。

(委員)

今日の議論、これまでの資料に基づく議論では、会議体としてみた場合どうかという資料がここにあるわけですが、もう少し大元のところというのは、ネットワークとかシステムかというところの問題だったはずなので、ここに具体化はするんだけども、あえて言えば矮小化してしまって良いのかなというのを、先程からずっと考えていて、結論が出ません。

例えば、この資料4の表の一番右端に高齢者支援の会議体と書いてあるが、多分担当課はもっと言いたいことがあるのではないのかなと。

実際に地域で専門職や施設や、それから包括支援センターのようなシステムが具体的に動いているのは、高齢者が1番密着型で動いている訳ですよね。そこでの尼崎の様子や成果、あるいは課題を踏まえないでこの議論をして何が出てくるのかなというのが、ちょっとよく分かりません。

そして、事務局も自分で説明しながら困ったなと思っているんじゃないかなと勝手に想像したのですが、上の生活困窮者支援のは、大体体制ができて動き出しているじゃないですか。それで、やり方もだいたいできて、だんだんその中で自分たちの対象を広げたりとか、こういう課題にも取り組まないといけないという検討をしていると思うが、それがもし下に包含されるという形になったら、却ってやりにくいというか、話が大雑把になってしまって、具体性に欠けるような問題が出てくるのではないのかと僕は心配。核になるところがどこか、そこが全てコントロールしてくれるなら良いだろうけど、そんなところはないので、ということになると、今のままでやっていた方がまだ良いという話が出てくるのではないのかなと。この場でこれを言えというのはとても大変なことだが、なんかちょっとイメージが湧かないというのが今のところの感想です。

(座長)

今、問題提起されたことは議事の(2) と(3) なので、今(1) で前回の質問に答えるという形でかなり議論が深まってきましたので、(2) と(3) に入りたいと思うんですが、その前に「論点整理」「先行事例」ということで事務局からの説明もありますので、(1) の(2) の(3) 、資料 5、 6 のご説明をお願いします。

(事務局)

<資料5、資料6について事務局より説明>

(座長)

バックグラウンド的な説明を受けた上で、(2)包括的相談支援事業及び(3)多機関協働事業について、皆様からご意見を賜りたいと思っております。

今のご説明に対する質問も含め、ご意見いただきたいと思っております。まずは包括的、両方

とも一緒になるかもしれませんが、一応目安としてまずは包括的相談支援事業についてのご意見 を賜りたいと思います。

事務局からも先程ご説明がありましたが、統合型というのは無理だろうと、基本型というのをベースに、と。ただし、そうなると既存の今までのパターンと変わらないわけで、どんな風な連携が実際に必要なのか、あるいは新たな組織が必要かどうかも含めて、議論やご意見を賜りたいということだと思います。

包括的相談支援というのが、国が打ち出している言葉は多分隙間の問題や複合的な問題というのが、クライアント側にそういう問題があるから、包括的に相談を受けましょうという趣旨が1つだと思うんです。

それともう1つは、そういうクライアント側から打ち出されたものが、やはり縦割りで問題を解決していく、対象者別や事業別で解決していくというのが、とりわけ当たり前の話で、これが近年の官僚制の特徴ですから、あなたはこれの受給資格がありますよ、だからうちは対象として扱います、と。でも、あなたは入らないのでうちではやりません、という事で、そういう意味では隙間ができたり、複合的な問題になかなか対応できないという組織の文化といいますか、それがあるのでそれを越えましょうというのが、一つの包括的ということを打ち出してきた国の主旨だと思うのですが。だから、そういう意味では、両方、どんな風に縦割りを越えられるのか、あるいは官僚制の弊害というか、これは自分の領域ではないから他に回す、という事になる、そういう風なことを避けてどんな風に共有できるか、ということが言われているかと思うんですが、そういう意味では基幹型で従来のパターンでやっていって、縦割りなりを越えることができるかどうか、あるいは超えるためにはどうしたら良いのかという話が出てくるのかなと思うのですが。

(委員)

岡山市の事例が非常に興味深かったのですが、左側の相談支援包括化推進員の業務の中に複合課題ケース検討会が開催と書かれていますが、社協に所属されていて、これは順調に開催されているのでしょうか。開催が、いつも多機関連携になるとネックになってくるのですが。

(事務局)

やはり、委員が仰るように、なかなか社協単独でというのは難しいと聞いております。ですので、調整というので、右側に岡山市の保健福祉企画総務課があるのですが、調整に関しては基本的にこちらがグリップを握っていて、実働部隊が社協で、上には市がついているようです。

(委員)

この多機関連携になると、どれだけ裁量権が付与されるのかというのも1つのポイントになってきまして。また失敗事例をお話しますと、大阪府って地域包括に社協ではないコミュニティーワーカーを置くんですね。その地域包括をもっている社会福祉法人はバックがとても大きい力を持っているので、そのコミュニティーワーカーが開催するとなると集まるんです。その下に、社会貢献支援員というものを作っております。この相談支援包括化推進員みたいな形の、本当に連携の中核になるようなもの。その人がいくら呼んでも集まらないんです。

私、実は、貢献支援員の研修担当をしているのですが、コミュニティーワーカーはバックの力もあってかなりの裁量権が付与されている部分と、せっかくネットワークの核になられる支援員というのがそれほど裁量権をもらえていないというのがあるので、本当は核になる方が開催を呼び掛けてみんなが集まるというのが、今後のパターンとしていい形になるかもしれませんけど、縦割りの難しさ、鬱積したものがいまだに実はあるのですけど、そういう形の壁を破るなら、やはりバックに大きな形の事をする、もしくは裁量権で、これならちゃんと集まってネットワークを作っていくことをしなければ、システムの名前だけで終わってしまう可能性が出てくるのかなと思います。

(座長)

あれは、その社会福祉法人がお金を出しているのですよね。

(委員)

出しています。

(座長)

お金を出しているというスポンサーシップがあるから権限にも結び付いているというのもありますよね。

(委員)

もう 15 年ほどやっています。

(座長)

大阪府特有の制度ですよね。

(委員)

それで、拠点のところのコミュニティーワーカー、つまり地域の中でここは無視できないなという法人がやると、ネットワークができるのですが、小さいところが一生懸命頑張っても電話すら返ってこない、という相談もあります。そこらへんの地域の力関係で左右されてくると思うので、それを打破するくらいの、バックに社協や尼崎市がつくと違ってくるのかなと感じているのですが。

それと、社会貢献を、今社会福祉法人が始めていますが、やって評価されているところはめちゃくちゃやっているんです。自治体が評価してくれるところ。評価されていない自治体はほとんど動いていなくて、社会貢献はパンフレットに載っているだけで、本当にやっているのかという形のところもあるので、そこらへんも、社会貢献されると尼崎市が評価されるような形になってくるとのってくるのかなという感じはあるので、そこら辺が動かなければ実際にネットワークを作っていけるのかという心配がございます。

(座長)

そういう意味では、包括的な相談支援事業というのが、先程のご紹介でもあった生活困窮であったり子育てであったり、あるいは生活保護もそうですよね、尼崎はそのようなノウハウの蓄積もあると思いますので、今回新たな包括的なものを作る、それも基幹型でいくとしたら、従来の弊害をどんな風な形で乗り越えるか、何が少なくとも問題なのかっていうのが、今までの経験値としてあるのではないか。それを焦点としてどんな風に乗り越えることができるか、その仕組みづくりが1つ必要になってくるし、多分それは多機関協働事業とも関係してきて、先ほど委員が仰ったように、ネットワークやシステムの構築、場合によってはクライアント情報の共有、加工等も当然関係してくると思いますし、そのためには書式をどんな風に統一するのか、あるいは今の国の話でいうと、まずハンコをなくすということと、情報をどんな風にどのレベルで共有できるのか、そして制限がある守秘義務をどんな風にクリアしていくかという、当然窓口の連関や連携だけではなく、システムの構築、情報だけじゃなくてお金の出し方、権限の分配等を含めたシステム構築だと思うのですけどね。だからそういう意味では従来の窓口担当者が集まってきて情報交換をする、会議をするというだけでは恐らく済まないし、またその次のレベルを目指さないとならないなと思います。

そういう意味では、今日は役所から他の課長さんも来ていただいているので、今までの経験からしたら、ここら辺をもっとクリアしていけばここでいうものが生まれてくるのではないかという事でご意見をお伺いしたいのですが。

(事務局)

(座長)

なかなか既存の所だけでも課題が多い窓口ですので、統合化なさるという理想的な所では難しいのかなという、そういう思いがあります。ただ、可能性という形になると、やはりその中心となれるところがどこかというと、事務局の方でも書いてある通り、保健福祉センターを中心とすべきものというのは、1つ尼崎の中であるのかなと。

少なくとも、高齢以外、障害と保健と生活保護、生活困窮、ここが集まって、かつ、1人の長のもとでそういった組織ができているということは、他でもなかなかないことじゃないかと思いますし、メリットというのはこういう絵を描く時には生かしていけるのかなと。

課題としては、当然バラバラになっているところをどうやって集約したり、特に大きく「いくしあ」との関係性というのは今後も考えていかなければならないところもあるので、その辺りを整理できれば、可能性としては私自身はあるのかなと感じています。

その可能性を広げていく、深めていくには、まず何から、僕はさっき情報とか書式ということも言いましたけど、あるいは権限の分配とかも言いましたけど、何から。まずは今やるべきことは何ですか。

(座長)

詳しいところまで生活困窮の動きが分かっていないのですが、一番材料となるのはどこにも持っていけない方を、そういった統一的な書式であったりとか、そういったことを取り組むことによって、運用の中でメリット・デメリットみたいな形や、他のそれぞれの情報共有がどうあるべきかということは出てくるかなと思うので、一緒くたにまとめるより、そういった事例をもとに、各課が集まった時にどのような整理をしていけば良いのかということを、もう少し具体的になってくれば、また先に進むのではないのかなと。今、多分書式であったりとか組織であったりとかを話しても、具体的な事例がどう動くかというものがないと、なかなか今日のこの場で、今のところもそうなんですが、包括的支援事業がどうか、といわれると、多分みなさん、私も含めてなんですけど、どうしようかなという形になると思うので。

そことのところは、1つの事例とか、もしくはそういったものを組み合わせる中で、これをこうしていくと便利になるとか、理想的になるから、だからこのようなやり方が良いのではないのかという提案が、もう少し具体的にあっても良いのかなという気がしています。

(座長)

事例解決は庁内でやってきたと思うのですが、事例解決のノウハウを蓄積するのはどれだけできたか、というのが、今の話からすると重要なことになってくるのかもしれません。

(事務局)

非常に困惑している。というのが、そんなにも難しく考えなければならないことなのかなと。この議論ではいつも思っておるのですが、例えば、相談しましょうというのは、色々な相談窓口が今ある中で、岡山みたいにどこも断らずにちゃんとファーストアプローチで聞けば良いやん、そこから、これは解決できないなという時に関係者に集合をかける、というのが、いわゆるこの重層的な支援会議なのではないか。高齢でもやっているし、子どもでもやっているし、障害でもやっている、というのであれば、少し枠を変えてというか、今まではバラバラでやっていたが、頭数揃えてやろうと。ただ、リアルタイム性がいるので。そんな感じかなというところです。

ただ、相談はそうだが、気を付けないといけないのは、いつもしんどいのは、参加できるところ、参加支援というところですよね。例えば、ひきこもりの8050の50の人はどこにいけば良いのかと。これを作れと言われると、やはり僕らはしんどいし、高齢者の方は色々な手があるんですけど、じゃあ参加支援ですよね。参考にも出ましたけど、ゴミ屋敷の人達を、ゴミの渦から気を紛らわせるために何か支援できるところってどうなのか、というのは、知恵絞らないとしんどい。猫もそうですよね。これが参加支援。

次、3つ目の地域づくりでいうと、住民の方をいかに巻き込んでできるかという所で、ここはこれからの、地域課交えて一緒にやろうよという機運をどれだけ高めるか。やはりここにはキーパーソンというか核となる人たちが必要なわけで、我々しっかりと担っていかなければならないなという気がしています。

あまり難しく考えなくても良いのではないのかなというのが正直なところです。

(事務局)

私は高齢介護課なのですが、このテーマで言うと、今まで「いくしあ」の準備と開設をしてきましたので、「いくしあ」も重層的な支援体制を作っていこうということで、子どもファーストで0歳~18歳まで切れ目のない育ちの支援と組織、保健・福祉・教育の縦割りを越えてやっていこうということで、システム作りなどもしてきたのですが、その中で大きな視点としては、「いくしあ」には中心となる児童専門のケースワーカーという職員を置いてきたという事と、情報で言うと、電子システムを開発しまして、子どもや子育て家庭に関する情報というと、庁内的にはすごくバラバラになっているんです。それぞれの目的でシステムがあるのですが、それを目的外利用するということで、子どもの育ち支援条例を改正しまして、「いくしあ」では目的外利用の規定も認められているというところで、情報の取り扱いが、今回この重層的支援体制整備事業では、ど

ういう形で法的な担保をしていくのかな、というのが大きな課題かなと思います。

それと、それぞれ役所の専門職は、専門的な支援はそれぞれの分野でスーパー的にやられているので、その専門的ではないのりしろ部分というと、地域との連携というところが、どう構築していくのかというところが課題なのかなと思ったのが感想です。

(座長)

地域との連携という時には、具体的には相手さんはどのようなイメージをお持ちになってお話されていますか。

(事務局)

先程の岡山市の相談支援包括化推進員という方が中心となって役割をされるのですが、この方にどのように情報、のりしろ部分ですよね、子どものいくしあでも要対協があるんですが、要対協の構成員に、地域の社協の方っていうのは、民生児童委員に入っているのですが、民生児童委員に渡している情報は、やはり色々選別という訳ではないですが全ての情報がいっているわけではない、というところもあったり、すぐに情報も回収してしまったり、という所もありますので、この情報の渡し方とか連携の仕方とか、ここに複合課題ケース検討会の開催とありますが、この辺りもどこまでどういう情報が渡されているのかな、というのが今この図を見て思った事です。

(座長)

ありがとうございました。

先ほどのシステムとも関係すると思うのですが、この包括的相談支援あるいは多機関協働も入ってしまって良いのですが、先ほどのシステムの時にはどのような思いで話されていましたか。

(委員)

おたくの要件はこの会議をやろうよといったときの動機にあたる部分なので、具体化するためにこの会議をやっているつもりなので、法律が新しくできたからとか、こういう要素が入ったから、これについてはこう解釈してお互い云々と言っている、先ほど事務局が仰ったことはあまりにも漠然としているが、その通りだなと思って聞いていました。

やはり、尼崎市らしいやり方というのはどういう事なのか、それをこれまではそれぞれこうやっているという発表とか意見交換はしてきたが、今日はかなり具体的に出てきている。そうすると、あとはどう結び付けるかとか、誰がどうすれば良いのっていう辺りを、特に行政内部の課題としてはっきりさせて、それを3年、5年かけてとか、2年のうちに、とかいう具体策を我々が提案して、それを行政側が良しとするのか拒否をするのかはお任せするというのが一つ。

もう1つは、参考資料2にある包括的相談支援事業と多機関協働事業に関する、今尼崎にあるそれぞれの窓口であったり機能であったりというのが一覧表になっているのですが、左から3列目のところに箇所数というのがあるのですが、これの1桁台の小さな所が、まさに行政が直接やっている仕事ばかりですよね。で、包括と障害相談支援のところだけが、民間に委託等、社会福祉法人等に委託されているというそういう形になっていると思うんですね。そうすると相談窓口や関連窓口を今あげられたら、ほぼ行政の、法律に基づいているということもありますけど、行政の方々がそこでうごめいていて、これをどうしようか、どうすべきか、あるいはこうしようということで連携をされたりとか、解決をめざして動きを作っているということですよね。

ただ、数としては圧倒的に具体的に多いのは、包括と障害相談支援のところというのは、非常に当事者に密着型で、具体的な動きが非常に分かっている、あるいは明らかにしないと制度にのっからない、というシステムなので、それを一生懸命やられている。

もう1つの視点は、高齢者問題を中心に申し上げると、包括以外ではケアマネさん、

サービス事業所の方々、支部の社協、支部の社協は支部社協の事務局機能という意味での支部社協、もう1つは一組織としての支部社協、民生委員、保護司、という風に、日頃から関係があったりとか、こちらとしてお願いしていることがあったり、実際の情報が個別で具体的にあがってくるというのは、その人たちも持っているわけですよね。こういう集団がいつもうごめいていて、それをどう吸い上げるか、あるいは気軽に相談してもらえるような体制や環境を作るか、あるいは一緒にやることの中から実はっていう話が聞けるような、そういうことを色々とやっている。それは包括だけではなく社協と包括が中心になってやっていることなんですけど。

という風に考えると、関連窓口というのは、窓口にしてしまうとこれだけですが、その裾野の部分がどれだけあって、子どものことや障害の事が僕は分からないので、それが絡んでいると。そうすると地域は非常に、法則的ではないけど、それぞれに絡んでいるという事があるというところでしょ。それをどれだけここに集約できるか、そこの問題の困難性や深刻さや課題という所で振り分けて、どうするかというのが、ここに書いてある組織の行政の人達の所が、どういう環境の整備をされて合意を作ってシステム化するか、というのにかかっていると僕は思う。だからごちゃごちゃ議論している場合ではないと。やれることからやれば、と。

今日の事例では岡山と江戸川が出ましたが、僕は尼崎に一番近くて良いなと思っているのが愛知県の豊田の事例。厚労省も紹介しています。豊田の事例の面白いところは、これはくらし支援窓口だと思うんですけど、福祉総合相談課っていうのを地域別に、本庁にもあるし、地域にも6ヶ所か7ヶ所もっているんですよ。町村合併でものすごい大きいまちになったので、その区分という意味でもそこがあって、コミュニティーソーシャルワーカーがその間にいて、福祉の相談窓口というのは地域ごとにある。それは個別支援の側と支え合いの地域づくりの側の両方が合体するような絵面をかいている。そこがはっきりしていてすごく分かりやすい。これが目指すところじゃないかなというのが僕の意見なので、今皆様がご議論されているのは少しニュアンスが違うので、その辺りはどうかというのを考えていただければ。

(委員)

2点あるのですが、1つは多機関連携という、ある程度の共通の方法論を作っておくといいいますか、事例の進め方が1つのポイントになってくるのではないのかなと。先程、仰っていましたが、地域包括支援センターにゴミ屋敷が結構来ますよね。ゴミ屋敷以外にも子どものこときませんか。いじめの問題や引きこもりなど、地域包括に関係ないやんということが相談として来るのではと思うんです。

ゴミ屋敷されている人の7割が精神障害、ADHD・ADDですよね。普通のコミュニケーションで解決できる問題ではないんです。そこに、今だと保健系が入ったりとか色々出てくると思います。大阪の事例でも同じような事例がありまして、精神障害者が出てくると、急にみんな連携するのを嫌になるのです。。

実は精神障害者の対応を学んでいないソーシャルワーカーや窓口の人が多く、精神障害が入ると長い、というのと、やり方が分からない、というのと、24時間体制になってしまう、みたいなことで皆嫌がることが多いので、そこらへんの部分を考えると、例えば先程座長が仰られたようにトリアージのような形で優先順位をつける。プライオリティが良いのかスクリーニングが良いのか、言葉は分からないですけど、あまりはじめは無理しなくても良いと思うんです。最優先課題だけ決めて、それが出たら頑張ろうという形と、これが出たときの失敗事例で学ぶような会議のような事例検討会みたいなものをしないと、多分連携は進まないし、みんな手を出すのが嫌な場合が出てくると思うので、そういったものを。

大阪府の事例でいうと、精神障害者の対応の勉強会というものは毎年行われています。これをしないと皆連携しないんです。ちょっと家族に入ってくると、もう嫌やという話になるのが怖いので、専門家を呼んでそういったことをされることがあります。ですので、一つ目はインターベーションやアプローチとか、色々な方法があると思いますが、ケースの対応部分の勉強会、実際のケースじゃなく他市のケースでも良いので、勉強会で機運を高めていくのも一つかなと思います。

二つ目は、生活困窮と地域包括の窓口の情報が大好きなんです。本当に地域福祉の窓口はワンストップの窓口のように全く何の関係のないような問題が出てくる。近所の人がうるさいとか、変な電波を流しているとか、これはやはり地域の今の問題なので、生活困窮と地域包括の方の何をするということではなく、こんな相談きています、こんな情報きています、という情報共有を多機関も合わせてしていくのも、私極端な言い方をすると、情報共有を1年2年しても良いと思う。何するっていうより、こんな情報が地域包括にきている、こんな情報が生活困窮にきている、という、尼崎でこんな問題が今出ていますよ、という情報共有を、最初の段階で1~2年でもすると、多分多機関連携、この時はこんなんだなというのが考えられてくると思うので、いきなり連携会議をしようという形になると、みなさんなかなか動きたくないという意識も働いてくると思うので、まず

尼崎市、地域によって情報の内容も違うと思いますので、そこらへんも、地域でここはこんな問題がきている、ここはこんな問題がきているというものを、子ども・障害者・高齢者・貧困全般でどんな問題があるのかを知りたい。

これが、各地域やっていると地域性が出てくるし、すごくビジョンが設定しやすくなるんです。 これは尼崎だけの問題、これは尼崎北部の問題、みたいな感じの辺りも出てくると思うので、そこ ら辺の情報共有と情報整理ができると良いのではないのかなと思います。

(座長)

多機関協働事業の方も今言及して頂いて、とりわけ精神の問題が関わってくる人達の際の多機 関協働の難しさみたいなことをお話されました。

包括的な相談支援だけではなく、多機関協働も含めて議論を進めていきたいと思いますが、伊藤委員何かございますか。

(委員)

私からも、感想というか気になったところも含めて2点あります。

一つが、資料6で示していただいた参考になりそうな2つの自治体は、岡山市は政令指定都市で、江戸川区は特別区ということで、両方とも児童相談所を独自に持っている自治体なんです。なので、包括的な支援体制の中で子ども家庭については、ここで相談を受け付けた後で、これは児童相談所の事例だなとかセンターの事例だなと思ったら、そっちに投げられるというか、子ども家庭に関する困難事例をここでは扱わないというか。児童相談所のものは児童相談所で、とできているのが、尼崎の場合は児童相談所が県管轄になるので、岡山市のここで児童相談所に投げるという意味と、尼崎市で児童相談所に投げるというのは、ハードルの高さが違うと思うんです。そこのところが違う部分があるので、子ども家庭の部分ではどこまで参考にできるのかなというが一つ疑問にあった。

あとは、尼崎も今後児童相談所を作っていくという計画がある中で、そうなるとこちらのほうに近づいていくと思うのですが、現段階では少し違う所が大きいなという感想を持ちました。ですが、今後児童相談所を作っていくということで、こういったところを目指す、何年か先のモデルにはなり得るのかなと思いました。

もう一つが、基本型でいくという方針で資料5にも書かれていて、それで問題はないかということだったのですが、現状考えた時に基本型でいくのだろうなと思ったのですが、いずれにせよ人材育成の仕組みをどう作るかというのはとても大事だなと思っていて、それぞれの分野の相談機関に、包括的な視点でアセスメントができる人がたくさん必要になってくるので、ワンストップではなくてということになると、それだけ包括的な視点でアセスメントができる人をどれだけ育てて、きちんとそれぞれのセクションに配置できるのかという問題と、そういう人をどう育てていけるのかという、持続可能な仕組みにするには、今いるエース級の人を配置することだけではなくて、エース級の人をずっと配置し続けるために、どういう仕組みでどういう人事異動であったり、ここのセクションに何年いるとそういう能力やスキルが身につくとかということも踏まえた仕組みづくり、今の表面的な仕組みだけではなくて、どういう資格を持った人がとか、資格だけではなくてどういう事が出来る人がここに何人必要で、だからこういうセクションを作って、というような計画のようなものがいるのではないのかなと思いました。

(座長)

そういう意味では、OJT のような形で、役所の中での専門職の育成、人材開発というのはどのようにやっているのでしょうか。結局、生保ワーカーからスタートしてだんだんと経験値を深めていくということですか。それとも、何か訓練の場や成果をチェックする資格とか、中ではそういうものがありますか。

今、委員が仰られたように、総合的な視点を持つような人がこれから中で育てていかなければならない、あるいは育てる機会と育ったかどうかを確認する機会は、そういうものは従前どのようなものがあるのでしょうか。

(事務局)

かなり核心的なご質問かなと思います。といいますのは、実際の OJT という意味で、今現状で

言いますと、福祉職の職員採用というのはだいぶん進んできていますので、そうしますと、福祉分野の中、最初はケースワーカーかもしれませんが、同じ福祉内の他分野も含めてそこで何カ所か変わっていって経験を深めていく、という風にはなっておりますが、それをどのように、アセスメント能力を高めるであったり、課題解決に向けた色々な資源を知る、といったことで、いわゆる明文化して人材育成の計画というもの自体はできていないというのが実態です。

なので、課題として、福祉職の専門職採用は始まったが、それを実際どう育てていくのかということを計画を作らないとということでは考えて取り組みを始めているところです。

(座長)

福祉職のキャリアパスやキャリア形成をどのように考えるかがやはり必要になってきますよね。これだけの多機関協働や包括的な相談支援は、すでに色々やっていることはやっているが、新たにこれからこれをシステムとして作る時には、委員が仰ったように、システム形成という意味ではこういう人材のキャリアをどんなふうに OJT で築いていくかということかもしれませんね。

(事務局)

評価の部分ですが、福祉職のいわゆるコンピテンシーモデルをこれから作っていかないといけないというのは、人材育成の担当課長とも話はさせていただいていまして、コンピテンシーモデルを作るにあたって、どういう役割、個別のスキルだけではなく、地域と繋がっていくであったりとか、そういうソーシャルワーク的なスキルがいるのだろうなと考えてはいます。

ただ、具体的にそれを作ってそれを評価に当てはめるという所までまだ出来ていないのが現状でして、これから福祉現場での昇任・昇格基準でも盛り込んでいく必要があるなというところでは考えております。まだこれからの検討課題です。

(座長)

包括的な相談支援事業、あるいは多機関協働事業、これらには情報、権限、さらには資質、コンピテンシー等、様々な要素が入ってくるので、今従前やっている事を展開していくというのは必要ですが、まだまだ十分にやっていないことをやり始めるということが、これを機会に必要になってくるというのが皆様のご意見かと思います。

先程、基本型でいくという話もありましたが、その際の直営、委託という問いかけが事務局からあるんですが、皆様はどのようにお考えですか。

しかし、今もキャリアを作っていったり、専門職のプロをより成熟化させてやっていくという事を内部で抱えていくとしたら、やはり直営ですよね。いわんや、権限、話を聞いていると従前の措置に近いようなことも、もちろんクライアントの十分な、クラアントに対して十分なインフォームドコンセントをした上ですが、かなり措置に近いようなことも、これからこの体制の中で出てくるので、そうすると直営の方が実効性が高い気がしますけども。どう思われますか。

南北ということで二所化していますので、この中でやっていこうというのが今の尼崎の一つのパターンですから、その元で、そういう布陣の元でとなると、やはりこういう事業というのは、直営しか文面から考えられないような気もするのですが。

(委員)

今仰られていたように、南北の保健福祉センターの疾病対策課の方の支援困難ケースに毎月行かせて頂いているのですが、そこからいくと、やはり尼崎は北と南に分かれて行われているので、ここが中心になってやっていかれたら良いなと僕も思います。

ただ、先程精神の話が、やはり支援困難ケースで主にやっているんですが、「今日はざっくばらんに支援困難ケースのことを言わないで、内部の事とかで少し愚痴っぽい事があれば言い合ってみようか」と話をした時に、色々なケースが来ていて、そこの働いている1人の相談員さんそれぞれが、100件近くファイルを持っていてっていうのが、以前からずっと言われていたことなんですが、結局例えばケースの中にはトイレに入っていてぶつぶつと言っているというだけで、今言ったように、精神の方なのかなとよぎっただけで、こちらに相談が来ると。そういったケースからヘビーなケースまで見ていると、対応がしきれていないというのが現状で、一度出た支援困難ケース、これ2年か3年くらい私対応させていただいているんですけど、再びどうなったかという回答を得たことが全くないんです。多分ほったらかしではないですけど、対応しきれてい

ないという状況が、やはり現状ではあるのかなと思っています。

結果的にそれでも強いのは、多少の権限があって、精神保健福祉法でいう、いわゆる病院に送ることができるのと、警察にお任せすることができるので、結果的にうまくいったかどうかは分からないんですけど、多くの支援困難ケースの回答が、警察と病院というのが必ず入ってくるんですよね。逆に言うと、相談支援なので、地域移行、地域定着の話も出てくるので、入られた後に、病院は圏域で動かれていますよね、病院圏域でベッド数どうするかとか、全部圏域で動かれていて、だけれども、対応する地域包括もそうですが、全部市で動いているので、そことの兼ね合わせが非常に難しいと思うんです。でも、先ほどから出ていたそことの兼ね合いもあるし、また、断らないという意味ではもう既に概ねやられているようなことが、南北ではやっているということもあるし、そこを指導していく現場の事業所で、例えば就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型で、生活困窮者や軽犯罪の方なども含めて対応していかなければならないということを指導するとか、地域づくりで支える側、支えられる側ではなくて、住民主体となってやっていきますよというもので推進していくうえでも、最初は直営でやられていく方針の方がなんとなくすっといくかなという気はしました。

(座長)

ここまでの議論で何か思うところがあれば。あるいは、これからのこの会議の進行もそうですけど、次回以降のことなどあればどうぞ。

(事務局)

包括的相談支援体制なんですが、基本型か統合型かという議論があって、うちからの投げかけ方も二者択一のような言い方をしているので、少し具合が悪かったかなと反省はしているのですが、実は尼崎は兼ねてから、統合を志向して南北保健福祉センターというものを作ってまいりました。この中には保健センターも一緒にしてというのは、思想的には国が言っている背景と同じような思想で、施設統合、事業統合をしてきました。

その中で、ある意味一面的にみると少し残念な部分もあったのですが、「いくしあ」という形で子どもの育ちに特化したような形で園田の方に持って行ってしまったので、そこだけが分割しているのですが、それは色々な意見がある中で、子どもと教育との連携やそっちの方を重視する中で、専門特化したような組織が出ていったというところで、そこは物理的に離れていってしまったところはあるのですが、反映の時にもそことの連携を十分に意識しながら今回の組織体制としてきているところです。そういう意味では、実はある種7割方8割方基本型というものがすでにできている中で、これをどう繋げていくのかなという話になってくるのかなと思っています。

あとは、南北保健福祉センターにも障害分野が入っているところに、高齢者の基幹型みたいな機能をどうのせていくのか、というところで、更にこの統合型の機能が高まっていって、でもどうしても統合型の中に載せきれないものについては、いわゆる基本型的なネットワークの構築をどうしていくのか、というところで、一番効果的、合理的な体制というものを探っていく必要があるのかなと思っています。

一方で、線を引いてしまっていますが、地域づくりや社会参加という部分については、ご承知の通り、地域振興体制の再構築ということで、地域課というものを市長肝いりで作ってきました。そういう意味では、パートパートに分かれてすごく進んでいっていて、あとはこの形にのせてどう繋いでいくかという事が、果たして議論の中心になってくるのではないのかなと。

先程、座長からも委託か直営かという話が出ましたが、やはりそれは今の基盤を見ますと、委託すべき所はもちろん委託していますが、今申し上げたような全体的なトータルコーディネートをしていかなければならないという所では、直営でやるしかないのかなと思っております。いずれにしても、今ある既存の資源をどのように効果的に繋げていくのかという所が肝かなと思っていますので、その辺を皆様からのご意見をいただきながら一番良い形を探っていきたいかなと考えております。

(座長)

難しいですね。確かに国がやっているこれとどんな風に軌を一にするかという意味では、尼崎独自で進んでいる「いくしあ」なり地域振興というのがこの絵柄にどうはまるかというので難し

さがある。

逆に言えば、独自色をここらへんで出しているので、国の絵柄通りにはなかなか進まないし、進む必要もない。むしろそれで市長もこうして当選されているわけですから、それを通す必要が政治家として出てくるという意味では、なかなか国が全国一様に出してきているこの絵柄と尼崎の独自性は相容れない部分もあるだろうなと。

まさにこれからの議論も含めて、少しご提案がありましたらお願いいたします。

(委員)

具体的ななんらかの動きを提案した内容で作っていくにはどうしたら良いかというところがあると思うのですが、それに関しては、すでに今日最後に福祉部長が仰ったようなこともあるから、そこでパートごとに実際に行われているのかというところが整理出来ればそこそこいくのではないのかなと。ただヘッドクオーターがはっきりしていないので、そこは永遠の課題になるんですけど、それは市長マターになるけど、なんらかの形をとらなければならない。

地域住民に関したら、地域振興で云々ということですが、出来立てのほやほやで経験も浅いし、 多分3~5年で担当者が変わっていかれると思うので、これはなかなか悩ましいぞというのが僕 の印象です。

それと、今かなり現実的で具体的に動き始めていて、それなりに成果も見えているのは何だろうかと考えたとき、地域づくりも巻き込んでとなると、やはり協議体の動きが非常に成果が大きいと思っている。ただ、若干波があったり地域性があったりとかしているんだけど、そこに出てくる色々な話題や議題に上るようなテーマというのは中身が濃いと思うので、それをコントロールしたり解決していくには、どことどこがどうして動けばどうなるのか、というのが一つモデルになるのではないのかなという気がします。それ以上になると、方針を決めないと、いつまで議論していても、こうじゃないかああじゃないかと言っている場合ではないという気がしているので、これでいきます、というのをぼちぼち決めてもらわないと。

ただ、地域の動きは、色々な機関や活動者の方や社協なんかが頑張って状況は見えてきていると思うんです。それをどういう形で集約するか、俎上にのせるかというところがまだもう一つもう二つ課題があるかなと。

そして委員が仰った精神の問題というのは、元をただせば小学校、幼稚園、保育園の時の子どもの見極めから始めなければならないという話になるので難しいとは思います。高齢者のイメージだと、今やっていることを最後どこがまとめて束ねるの、それを他の関係分野と調整していくの、あるいは協働していくの、ということだと思う。

そこであえて言わせて頂ければ、地域包括に関しては12と書いているが本当は13なくてはいけない。それを、場合によっては、部長の話を聞いていると、14にして、基幹包括二カ所でやれば南北で調整できるわけだから、という案は、非常にすっきりするのではないかと思います。僕は高齢者に関しては基幹包括の役割をもう1度見直すことでだいぶ大きく動くような気がします。(座長)

基幹包括を全市的に一つではなく南北で二つ?

(委員)

僕は今のところ一つでもいいと思うが。今は所管課がもっているという形でいいのかな。

(重務局)

所管課が基幹的機能を担っている、要はちゃんと後ろ盾になっているということです。

(委員)

そうですね。だからスーパーバイザーではないんですよね。

(事務局)

スーパーバイズ機能も持っています。

(委員)

そのへんがはっきり僕には見えていないので、見える形があればいいんでは。

包括支援担当は、医療機関との関係も色濃く仕事しているから、どうしても医療と介護の連携の問題というのはそこで出てくるではないですか。

今は内側の生活に困っている人や課題のある人をどうするかという相談だと言っているが、実はそれをやろうと思えば医療分野や住宅もそうだし、というふうに色々な所が絡まなければならないから、それも今包括支援担当がやっているようなお仕事と基幹包括がもう少し情報をきっちり吸い上げることができれば、事例が出てくるのではないのかなという気がします。

(事務局)

実はそこがものすごく迷っていて、今1つでいるからこそ、医療と介護、介護予防、認知症全てパッケージで全部の包括に流せるんですが、それを分散して南と北に分けてしまうと、本当にヘッドクオーター機能も2つに分かれてしまう。まあグリップすれば良いという話だけなのでしょうが、なんかそれがものすごく、2つに分けるというのは今のところ不安を持っているところですけど、いずれにしてもどこかでしなければならないかなという意識はしている。

(事務局)

ただ、障害分野は南北の基幹相談支援センターに直営で、南北で障害者支援課というものがあって、それは色合いは違うかもしれないが、障害の方はそれで確立できているので、今回多機関協働という形でその窓口一本化という意味であれば、包括の基幹機能と障害の基幹機能とを統合したような形でやれば、相乗効果みたいなものが出てこないかなとか色々考えるんですが、それぞれの立場で言いたいことはあるんでしょうけど、そんなことも考えていかないといけないのかなとは思っています。

(座長)

高齢者と障害を一本化して基幹を設けるというのは南北に?

(事務局)

はい。南北であれば、高齢者の方の南北というのも数的にも辻褄が合うし置きやすいのかなという気もしますし。例えば、高齢者の強みと障害者の強みがそれぞれあると思うのですが、それが一緒になることで、例えば医師会との関係やその辺の連携、医療・介護との連携はかなり進んでくれていますから、そこが障害の方にも何か良い影響が与えられるのではないのかなとか、いろいろと考えることはできるんじゃないかという気がしています。

(事務局)

障害分野の方の報告というか現状だけです。私達としては、南北を作る時に本庁から南北に分かれたという経緯があるので、逆に私たちの障害福祉政策担当課というのが、まさに南北握ってグリップして、それぞれの基準や運用の統一化を図ったりしているので、まさに包括支援担当がもし南北に分かれると、現場の機能だけが南北にいくというようなものを先行してやっている事例なのかなと感じています。

障害の分野については、医療とは違って事業所さんとすごく近しく、また高齢者と違ってケアプランを作るのは、いうなればうちは遅れていたので、ほとんどそのケアプランというものを南北障害福祉支援課がイメージして作っていますから、そこは強みという意味ではまさに強みなんです。

ただ、南北に行くと歯切れが悪いというのはありますが、やはり皆様忙しいので、なぜ出来ないのかということを言っていましたが、なかなかコラボレーションできないんです。障害分野から言うと、どうしても障害分野握ってしまうとどこにも出せないので、結構色々な所の機能を自分たちでやっていて、ものすごく手間暇がかかっているという事があるので、なかなか現実、それを総合的な窓口で話をしようかとなってもなかなか皆様に引き受けてもらえないという現状があるんです。その辺の所を、実際本当にそういった機能をきちっと持たせるという意味では、そのセンターの機能の中の長としての役割などを機能的なものとして十分に発揮できる体制が出来れば、そういったこともちゃんと整理出来るのではないのかなという気がしています。

(座長)

委員の皆様からこれからの議論という事で何かご注文やご提案ありましたらどうぞ。

(委員)

一点だけ、何をどう統合すればいいのか分からないのですが、既にある情報、例えば高齢·子ども・障害、色々な方たちが色々な制度を使ったり、または判断されたりしている訳なんです。例え

ば要介護度であったり支援区分であったり、色々なものがあって、そういう基礎的なものも、支援困難ケースをしようとしても皆様が分かっていないというか分からない。なので、そういうその家庭の方が持っているであろう情報がバラバラになっているのを統合できるような仕組みみたいなものが何かあると、とてもありがたい。ありがたいというか、今後本当に必要になってくるんだろうなという感じがするので、どこかで検討して頂けるとありがたいです。

(委員)

木下さんがそこで言われている統合するべき情報というのは、どういうレベルを考えたら良いのか。今聞きたいのは、具体的な課題がこうですということなのか、フェイスシート的なものなのか。

(委員)

私の方でイメージしているのは、病院と介護の方で地域で入退院支援みたいなものをやっていく時に、病院側はレセプト関係のデータしかわかっていなくて、ケアマネの情報は全くなくて、ケアマネさんは、先ほど言ったように、病院の敷居が高くて介入できていない、途切れてしまって、退院する時にまた違うケアマネさんになったりしている可能性があったりして、全く情報共有ができていない部分があるんです。

なので、現場というか支援困難ケースを考える時や支援を構築する時に、今もお手製ではやっているんですが、システムとしてそういう情報を共有できる仕組みがあれば良いのかなと思います。

(委員)

子ども関係で、今日議論があるような内容から言うと、どちらかというと支援の必要な子どもというイメージで課題提示をしているのですが、もう少し教育とか保育とか、その子の中学高校への進学とか教育という辺りは、連携とかしないといけないなというのはあるのか。

(委員)

前の会議でも発言させてもらって、参考資料にもあるのですが、どうしても子ども家庭での分野への支援となると、切れ目のない支援を、今「いくしあ」の方でも、というご発言もあったかと思うのですが、どうしても年齢によって区切りがあり、就学前のお子様のいる家庭への支援は手厚くなるが、小学校に入ると支援が薄くなるとか、色々な課題があったりするので、そこを切れ目のないようにするために、例えば保育と教育で、そこを繋ぐ保健であったり生活困窮のジャンルとの連携とかというのは、これまでもそうですが、これからも大事になろうかと思います。

あと、障害のあるお子さんの子育てについては、これまで障害児から障害者へのシフトといいますか、障害児福祉でやっていたものを障害者福祉に転換していく時に、今まで児童は18歳で障害者は20歳でっていう、その空白の2年をどうするかということはよく議論になったのですが、2年後から18歳成人制度が民法の改正で導入されたら、またそこも今まで作ってきた仕組みがまた変わってくるというところもあるので、そういう事も視野に入れた障害児福祉から障害者福祉への切れ目ない支援の在り方とかも含めて、児童は年齢制限が18歳までなんですが、そこからどう障害者の支援に繋いでいくかとか、子どものライフステージに応じた支援を切れ目なくやっていくかというところが大事かなと思います。

(座長)

ありがとうございます。

国がこういう風なシステムを作りましょうと言ってきた時に、尼崎の既存の体制をどんな風に 是正する、あるいはもっと深めていく、ということが肝心だと思うし、その方向性を決めていく、 それを事務局のたたき台として提示していただいて、そして今日出てきましたさまざまなまだ未 踏の分野ですね、とりわけ対象者でいうと、精神であったり、あるいは分野でいうと情報や権限、 あるいは部局間の事業の共同事業という形になりますと、財政の問題も入ってくるかと思います。 それから、人材育成、キャリア形成等の、新しい問題が出てきているように、今日の議論では思い ました。

それから、これはどのようにサービスを供給していくか、サービスを提供する側のシステムと してどうするかという議論を中心にしてきている訳ですが、同時に尼崎市で強調しているのが、 地域協働、あるいは住民自治ですよね。それからそれにリンクした学びということ、これが市政の一つの大きな目玉ですので、そういう意味では、どんな風に市民なり児童や大人も含めた学びを通しての受援力、援助を受ける力、あるいは自らが資源を開発していったり活用するような力、それをどのような学びの機会を通して得ていくかということも、きっとこのような絵柄をかく時には背景として必要不可欠なものだと思いますし、また尼崎市がそのような特徴をもって市政に臨んでいるという事も入れると、是非そういう分野をこの絵柄の中に組み入れて頂きたいなと思います。

直接的なお問いかけに全部ストレートなアンサーという形にはなりませんでしたが、多方面から委員の皆様、あるいは行政の皆様がお答えいただいたので、まとめるのは大変ですが、かなりの答えの宝庫が今日は導き出されたような気がしますので、またこれを一つの成案、たたき台として、次回に繋げて頂きたいと思います。

それでは、時間となりましたので、第3回市民福祉総合政策学識者会議を閉会します。お疲れ様でした。

以上